

坂城町埋蔵文化財調査報告書第3集

町内遺跡発掘調査報告書

——平成6年度試掘・立会い調査報告書——

1995.3

坂城町教育委員会

町内遺跡発掘調査報告書

——平成6年度試掘・立会い調査報告書——

1995. 3

坂城町教育委員会

例 言

- 1 本書は、長野県埴科郡坂城町における開発事業に伴う、平成6年度の町内遺跡の試掘調査並びに立会い調査の報告書である。
- 2 調査の費用は、国庫及び県費の補助を得て町費で対応した。
- 3 事務局の構成は以下のとおりである。

教 育 長 西 沢 民 雄
社会教育課長 塩野入 猛
文化財係長 山 崎 政 弘
文 化 財 係 助川朋広、小平光一、瀬在孝子（臨時職員）
青木 卓（嘱託職員）
天田澄子、塩野入早苗、春原かずい、高木和子、中村久子、萩野れい子、
宮尾美代子（以上、臨時職員）
- 4 調査の体制
調査指導者 森 嶋 稔（日本考古学協会員、長野県考古学会長、千曲川水系古代文化研究所主幹）
担 当 者 助 川 朋 広（坂城町教育委員会学芸員）
担 当 者 小 平 光 一（坂城町教育委員会学芸員）
協 力 者 青 木 卓（嘱託職員）
天田澄子、塩野入早苗、春原かずい、高木和子、中村久子、萩野れい子、
宮尾美代子（町臨時職員）
青木 清、池田輝昭、石井和美、竹鼻 茂、塚田智子、中島千津子、
松本よし子、山辺ケサエ（以上(株)更埴広域シルバー人材センター）
- 5 本書の執筆は、上町遺跡IIを小平が、他の執筆及び編集は助川が行った。
- 6 本書及び調査に関する資料は、坂城町教育委員会の責任下において保管されている。

目 次

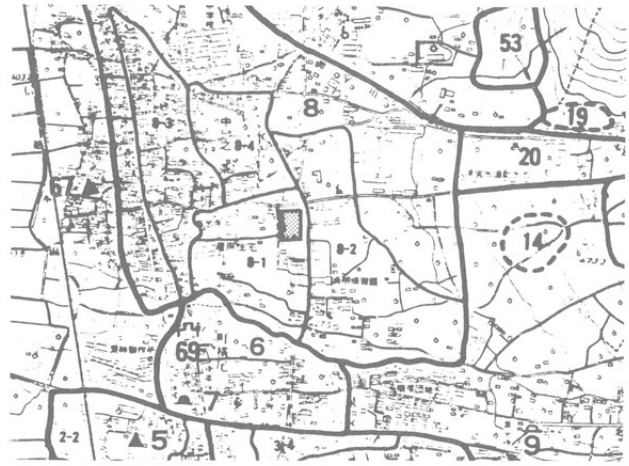
例 言

第 I 章 試掘調査	1
1 寺浦遺跡II	1
2 薩摩氏居館跡伝承地	3
3 寺浦遺跡III	5
4 田町遺跡群・金比羅山遺跡	7
5 上五明条里水田址 I	9
6 上町遺跡II	11
7 上五明条里水田址 II	13
第 II 章 立会い調査	15
1 上五明条里水田址 1	15
2 上五明条里水田址 2	16
3 中町遺跡 2・田町遺跡 1	17
4 上五明条里水田址 3	18
5 上五明条里水田址 4	19
第 III 章 総 括	20
1994年度町内遺跡発掘調査位置図	21

第1章 試掘調査

1 寺浦遺跡II

所在地 坂城町大字中之条
1126-1他
事業主体 坂城戸倉上山田消防
組合
事業名 消防分署建設事業
調査期間 平成6年5月16～
平成6年5月18日
面積 2,065㎡(約350㎡)
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

寺浦遺跡は、坂城町中之条に所在し、標高432m内外を測る。御堂川によって形成された扇状地の扇央部に位置する。分布地図によると縄文～平安時代の遺跡に位置づけられている。

今回、坂城戸倉上山田消防組合が行う消防分署建設事業が計画され、遺跡の破壊が余儀なくされたため、試掘調査を実施し、遺跡の存在を確認することとなった。

調査結果

開発対象地に斜面に沿うように合

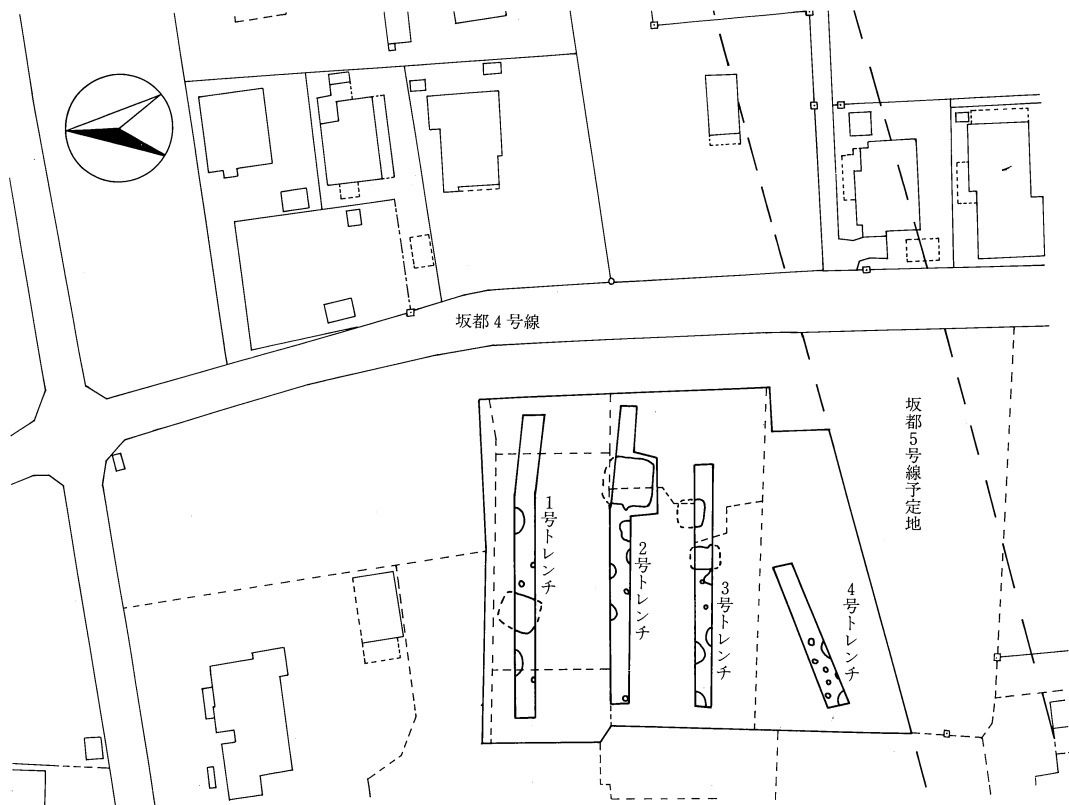
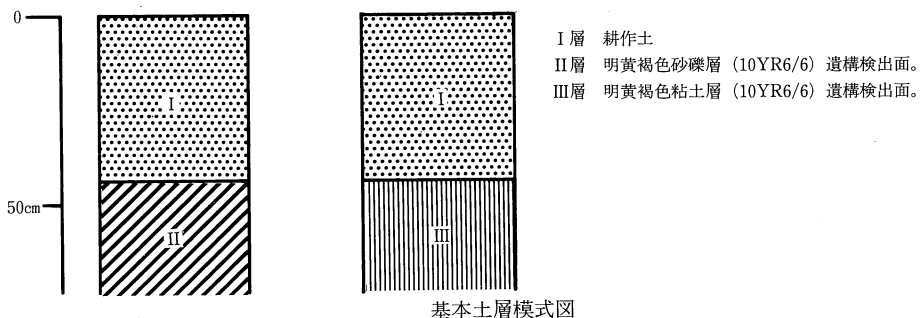


遺跡近景 (西より)



2号トレンチ検出状況 (西より)

計4本のトレンチを入れ、遺構の確認した。1号トレンチでは、竪穴住居址2棟とピットの存在を確認した。2号トレンチでは、竪穴住居址1棟、土坑址等が確認された。3号トレンチでは、竪穴住居址1棟、土坑址等が確認された。4号トレンチでは、土坑址、掘立柱建物址と思われるピットが確認された。今回の調査でトレンチすべてに遺構が検出されたため、開発対象地すべての部分は、発掘調査を実施し記録保存することとなった。



2 薩摩氏居館跡伝承地

所在地 坂城町大字坂城6893
他

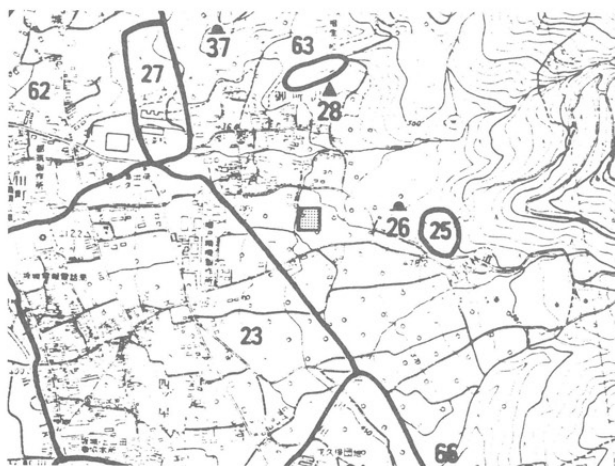
事業主体 坂城町教育委員会

事業名 遺跡範囲確認調査

調査期間 平成6年5月23日～
平成6年5月26日

面積 約160m²

担当者 助川朋広



位置図

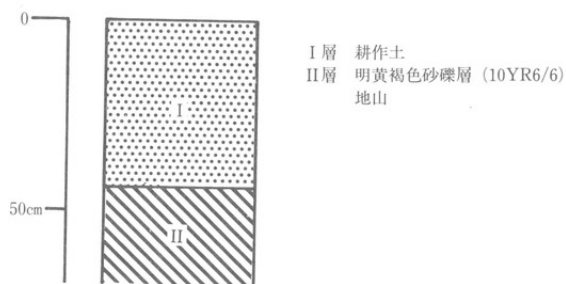
遺跡の環境と経過

薩摩氏居館跡は、坂城町御所沢に所在し標高452m内外を測る。入田川によって形成された扇状地の扇中部に位置する。伝承によると鎌倉時代の地頭職であった薩摩氏の遺跡に位置づけられ、周辺には鎌倉・嵯峨・下木戸など館に関連のある地名が多く存在し、堀や土塁と思われる痕跡が残っている。また、北方には修善寺跡の伝承地があり、一帯は鎌倉式地形に酷似している。

今回、遺跡の範囲・性格等の確認のため、土塁と思われる地点周辺にて、個人所有の畑地を借用し、確認調査を行った。



1号トレンチ完掘状況(東より)



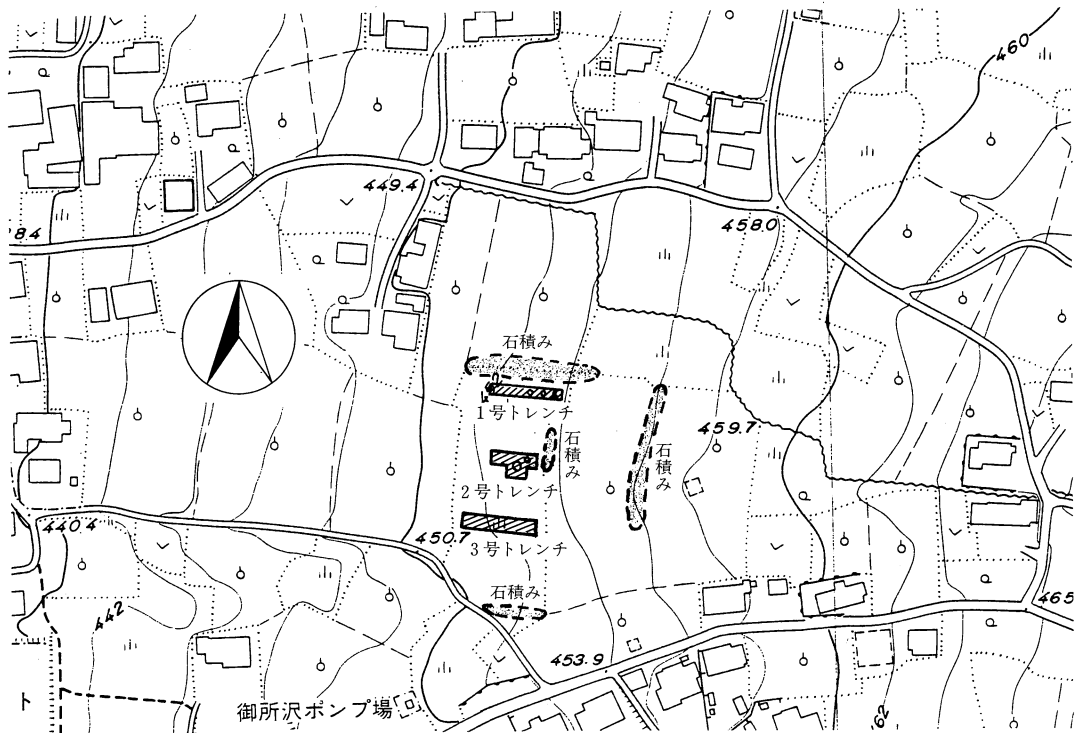
基本土層模式図

調査結果

調査は、東西方向に3本のトレンチを設定し、遺構の存在を確認したが、薩摩氏居館跡に伴うと思われる明確な遺構は確認できず、土坑状の落ち込み、ピット状の落ち込みだけであった。遺物も土師器の坏の破片だけであった。

今回の調査地は、土塁と思われる石積みの西側に位置し、居館跡伝承地の外側に位置しているが、昭和20年代に小屋建設の際に宋銭、明銭が数十枚まとまって採集されていたため、調査対象地とした。前述のとおり居館跡に関連する遺構・遺物の存在を確認することはできなかった。今回の調査では館跡の存在を断言できる資料は、得ることができず、本来の伝承地である石積みに囲まれた現地目ぼどう畑が重要な鍵を握っているものと考えられる。今後の文献調査あるいは、現地踏査等により明らかにされるものと考えられる。

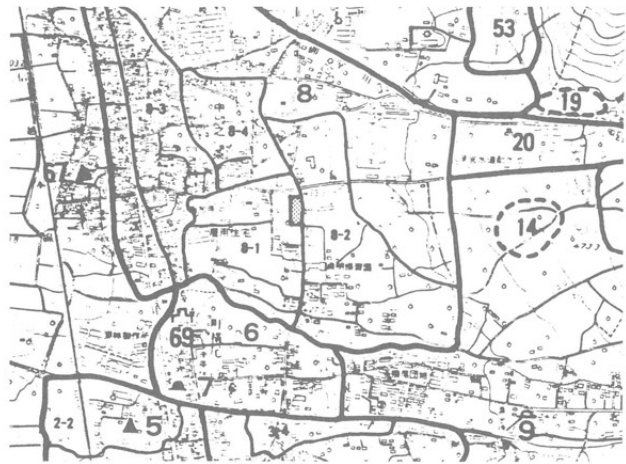
採集された宮沢義茂氏所有の宋銭では、嘉祐通宝（1056）がもっとも古く元祐通宝（1086）が最も新しいので、薩摩氏の居住したと思われる年代と合うが、明銭については洪武通宝（1368）が古く、宣徳通宝（1426）が新しいため、鑄造年代より薩摩氏以後に居住したと考えられる村上氏と関係があると思われる。今後の検討課題の一つとなる。



試掘トレンチ設定図（1：2500）

3 寺浦遺跡Ⅲ

所在地 坂城町大字中之条
1124-3他
事業主体 坂城町都市開発課
事業名 都市計画街路事業
調査期間 平成6年8月4・5日
面積 約250m²
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

寺浦遺跡は、坂城町中之条に所在し、標高432m内外を測る。御堂川によって形成された扇状地の扇中央部に位置する。分布地図によると縄文～平安時代の遺跡に位置づけられている。

今回都市計画街路事業が計画され、遺跡の破壊が余儀なくされたため、寺浦遺跡Ⅱの隣接地にあたる当該地を試掘調査し、遺跡の存在を確認することとなった。



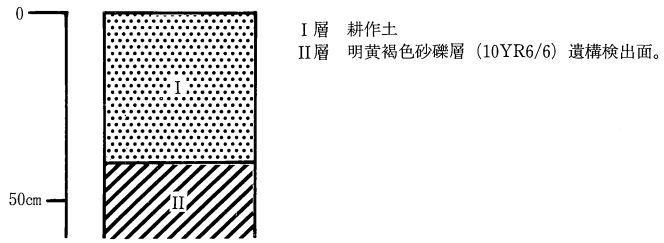
トレンチ掘削状況（北より）

調査結果

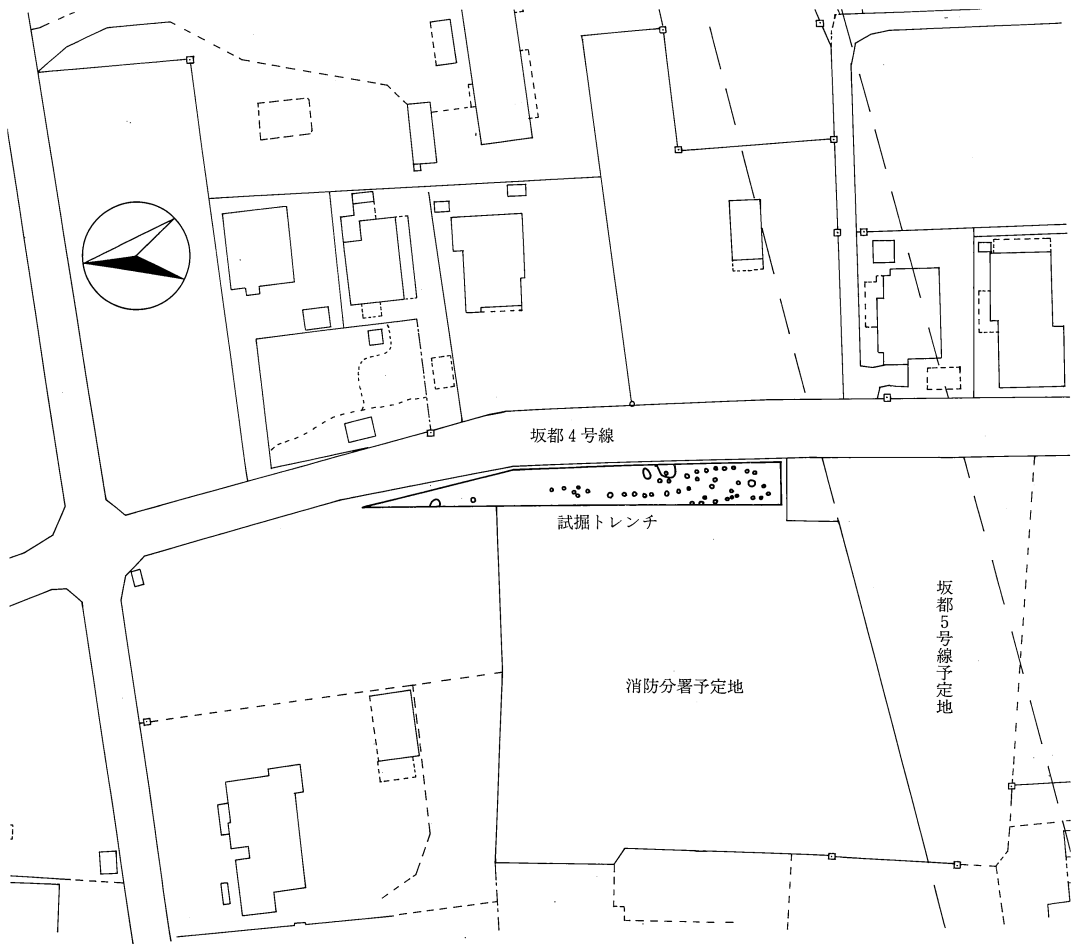
調査対象地が約6mの道路拡幅事業ということで、すべての表土を剥ぎ、遺構の確認を行った。調査区からは、掘立柱建物址、土坑址、ピットが検出され、記録保存を前提とし発掘調査を行うこととなった。



作業スナップ（北より）



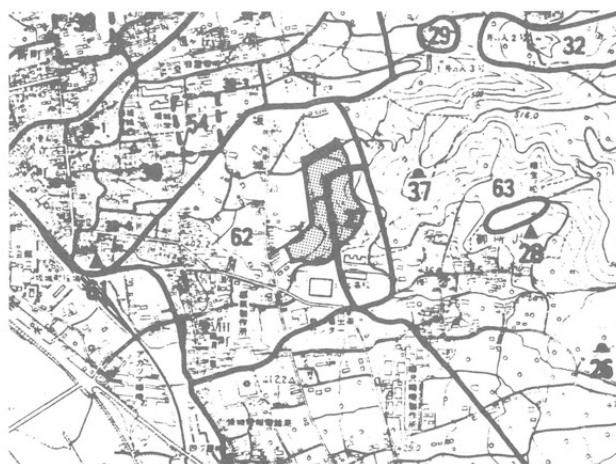
基本土層模式図



試掘トレンチ設定図 (1 : 1000)

4 田町遺跡群・金比羅山遺跡

所在地 坂城町大字坂城字半月5787-1他
事業主体 坂城町土地開発公社
事業名 岡の原住宅団地造成
調査期間 平成6年8月22日～
平成6年9月2日
面積 25000m² (約500m²)
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

田町遺跡群・金比羅山遺跡は、坂城町坂城に所在し、標高415m～430m内外を測る。金比羅山の北西に位置する谷地形にあたる。分布地図によると田町遺跡群は、古墳～平安時代の散布地、金比羅山遺跡は縄文～平安時代の散布地に位置づけられている。

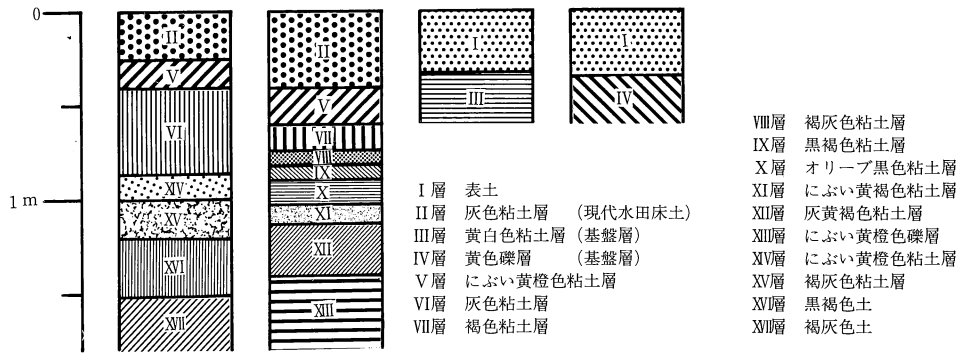
今回、坂城町土地開発公社が行う岡の原住宅団地造成事業が計画され、遺跡の破壊が余儀なくされたため、試掘調査を実施し、遺跡の存在を確認することとなった。



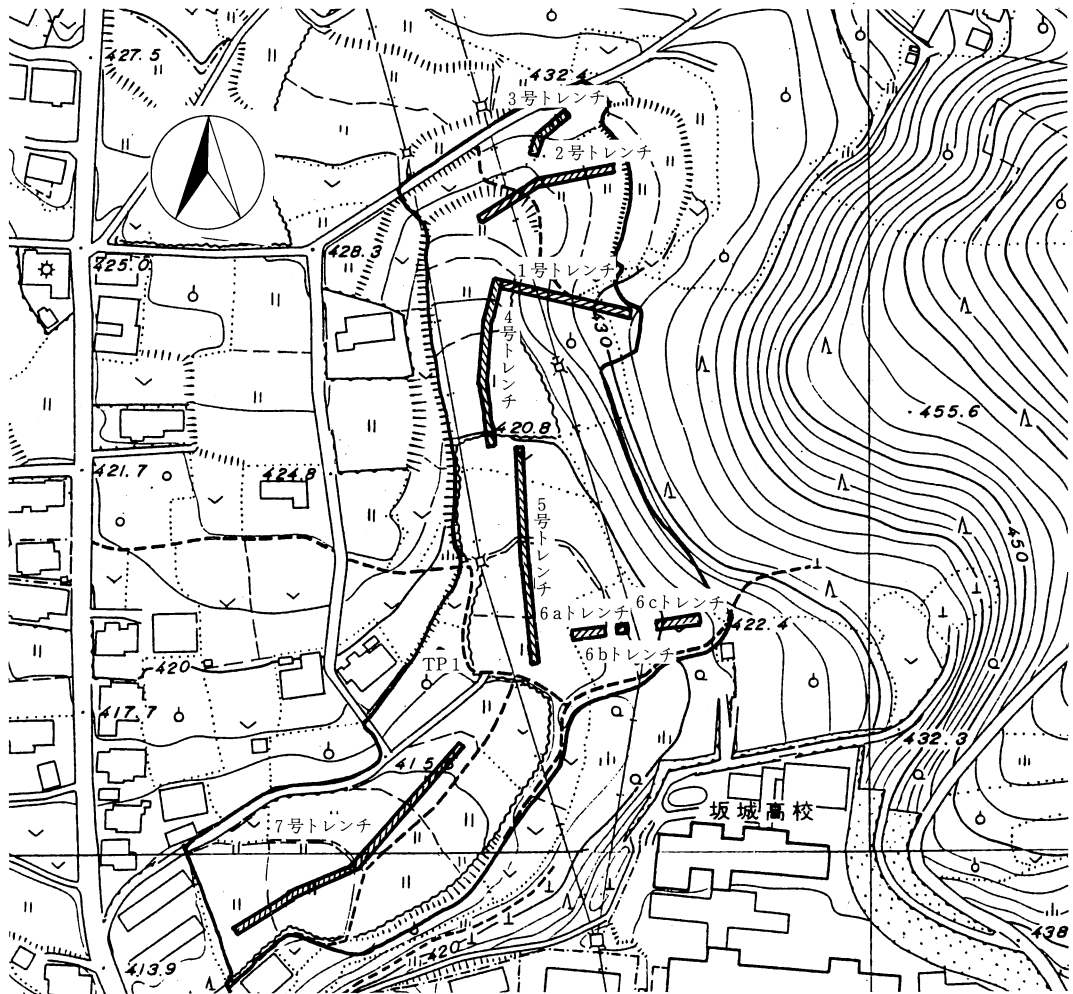
遺跡近景(北より)

調査結果

試掘調査は、対象地全域にトレンチを設定した結果、遺構は確認できなかった。6号トレンチにおいて、流れ込みによる縄文土器(中期)の検出があった以外遺物は検出されなかった。今回の対象地より、上部に遺構が存在する可能性がある。



基本土層模式図



試掘トレンチ設定図 (1 : 2500)

5 上五明条里水田址 I

所在地 坂城町大字上平字出
浦36-1他
事業主体 坂城町農林課
事業名 同和対策事業農業振
興事業
調査期間 平成6年10月19日～
平成6年10月25日
面積 550m² (約330m²)
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

上五明条里水田址は、坂城町の上五明、上平に所在し、標高394m前後を測る千曲川の氾濫源によって形成された沖積地に位置する。平安～近世にかけての水田址である。

今回、坂城町農林課の行う同和対策事業農業振興事業に伴う道路の新設事業が計画され、遺跡の破壊が余儀なくされたため、試掘調査を実施し、遺跡の存在を確認することとなった。

調査結果

事業対象地は、幅3.5m長さ142.8mであったため、対象地に沿ってトレンチを入れ土層の堆積状態の観察に主眼をおいた。

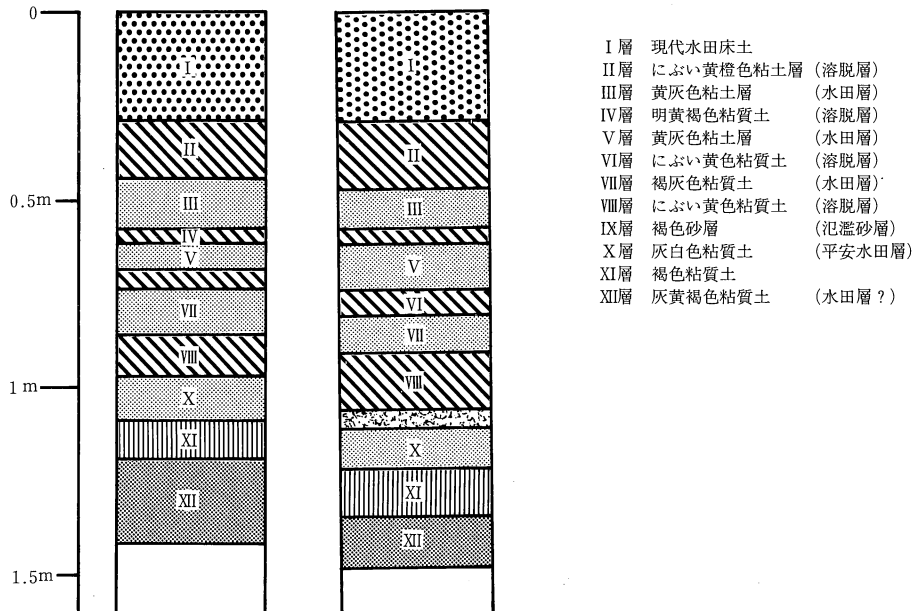


遺跡近景 (南東より)

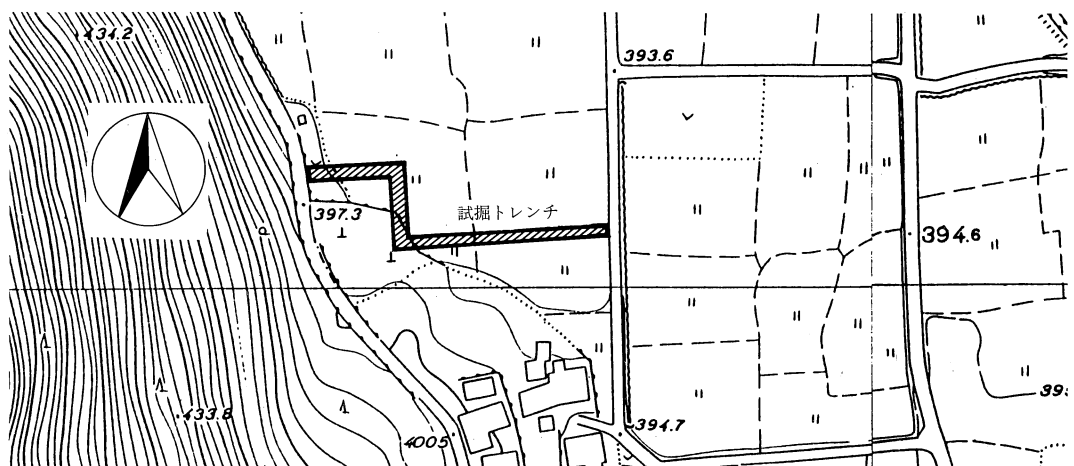


トレンチ検出状況 (東より)

調査区の土層の堆積は、現代水田面以下水田溶脱層との互層となり、地表下約1m～1.7mにかけて、仁和4年におきたとされる千曲川の大洪水の際の沈澱砂層(0～15cm)が堆積していた。その直下に平安時代の水田層が検出され、南北方向の畦畔2基が、トレンチ断面より確認された。今回の試掘調査結果より、平安時代以降の水田層が検出されたわけであるが、調査面積・確認面が深いとの理由により、長野県教育委員会文化課との協議の結果、断面観察を主体とした発掘調査を行うこととなった。



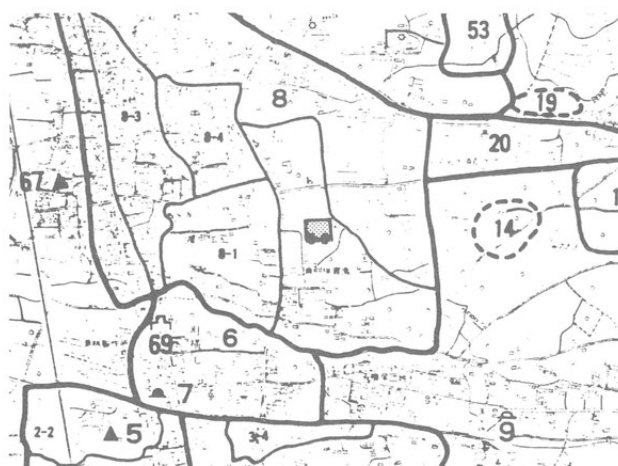
基本土層模式図



試掘トレンチ設定図

6 上町遺跡II

所在地 坂城町大字中之条字
上町1316-5 1319-1
事業主体 坂城町土地開発公社
事業名 住宅団地造成事業
調査期間 平成6年11月16日～
平成6年11月22日
面積 1.617㎡ (590㎡)
担当者 小平光一



位置図

遺跡の環境と経過

上町遺跡IIは、坂城町中之条に所在し、標高439m内外を測る。御堂川・前沢川によって形成された扇状地の扇中央部に位置する。分布地図によると弥生～平安時代の遺跡に位置づけられ、隣接する上町遺跡では、本年度インター線に伴う発掘調査を行い、奈良・平安時代の住居址13棟確認され、当遺跡でも古代集落の存在が予想された。

今回、坂城町土地開発公社により住宅団地造成事業が計画され、遺跡の破壊が余儀なくされたため、試掘調査を実施し、遺跡の存在を確認することとなった。



3号トレンチ掘削状況(東より)

調査結果

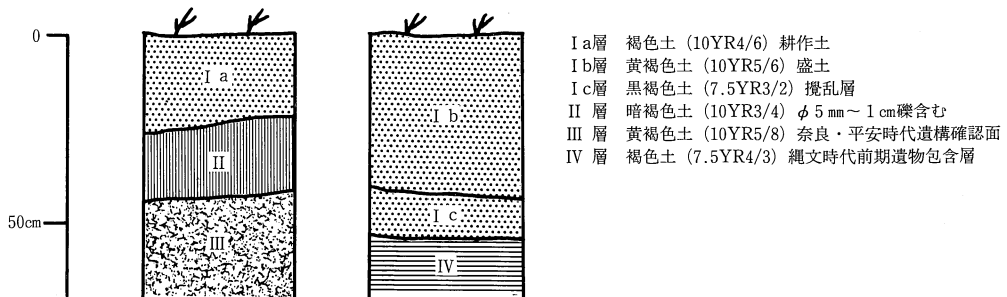
調査対象地に5本のトレンチを入



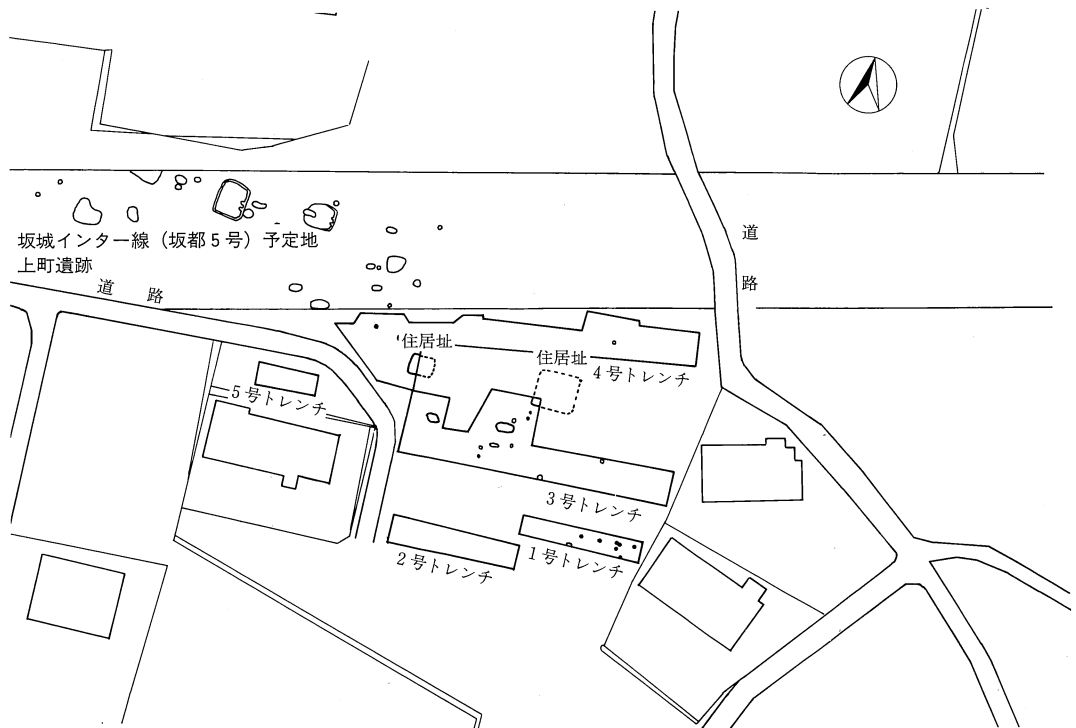
遺跡近景(西より)

れ、遺構の存在を確認した。1号トレンチでは、土坑・ピットが確認されたが、2号トレンチでは遺構・遺物の存在を確認できなかった。3・4号トレンチでは竪穴住居址・土坑・ピットが確認され、遺物も土師器片・須恵器片が検出された。5号トレンチでは遺構は確認できなかったが縄文時代前期の土器が多量に検出された。

今回の調査の結果、遺構の検出された部分約1,100㎡は、発掘調査を実施することとなった。



基本土層模式図



上町遺跡IIトレンチ設定図 (1:1000)

7 上五明条里水田址II

所在地 坂城町大字上五明
600他
事業主体 更埴建設事務所
事業名 緊急地方道路整備事業
調査期間 平成7年3月13日～
平成7年3月15日
面積 (1100m²) 約105m²
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

上五明条里水田址は、坂城町上五明に所在し、標高397m前後を測る千曲川の氾濫源によって形成された沖積地に位置する平安～近世の水田址である。

今回、長野県更埴建設事務所の行う緊急地方道路整備事業に伴う、道路の拡幅事業が計画され、遺跡の破壊が余儀なくされたため、試掘調査を実施し、遺跡の存在を確認することとなった。

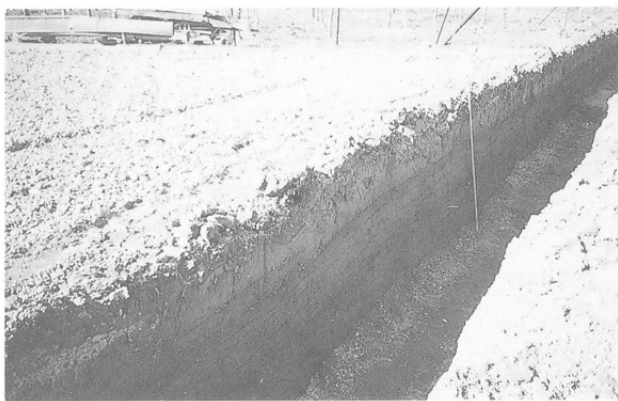


遺跡近景（北東より）

調査結果

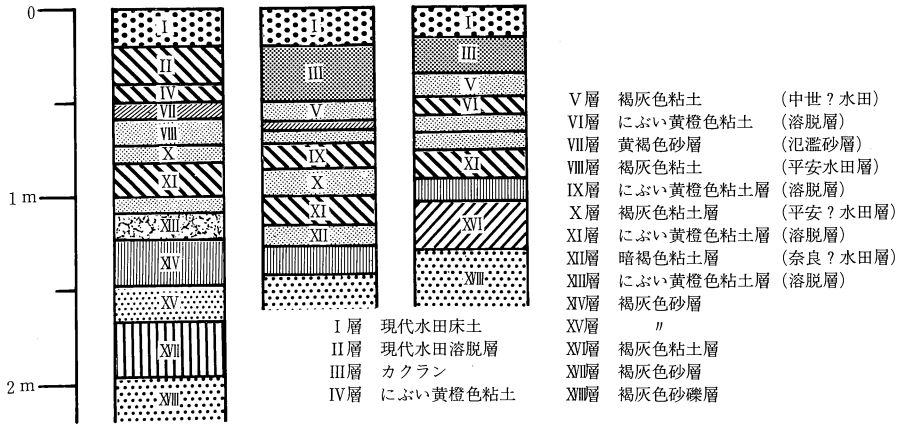
開発対象地内の用地買収済み部分に沿って、幅1.5mのトレンチを掘削し、遺構の存在の有無を確認した。

予想された遺跡の内容は、平安時



基本層序（南西より）

代～近世にかけての条里水田であったため、深さ約2mの千曲川の河床面と思われる砂層、砂礫層まで掘り下げた結果、奈良時代と思われる水田層1面、平安時代と思われる水田面2面、中世と思われる水田面1面の合計4面の検出があった。平安時代の水田面は、仁和4年(888年)におきたとされる、大洪水の氾濫沈澱砂層に覆われた状態で検出された。



基本土層模式図



試掘トレンチ設定図 (1:2500)

第II章 立会い調査

1 上五明条里水田址 1

所在地 坂城町大字上五明
547-4

事業主体 更埴建設事務所

事業名 交通安全施設等整備
事業

調査期間 平成6年4月20・27日
平成6年10月31日

面積 572.5㎡

担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

上五明条里水田址は、坂城町上五明に所在し、標高392m前後を測る千曲川の沖積地に位置する平安～近世にかけての条里遺跡である。

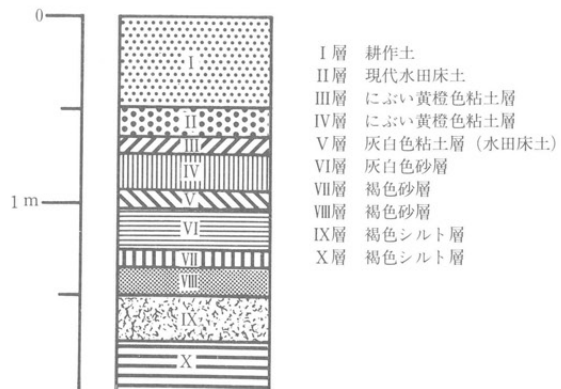
今回、長野県更埴建設事務所が行う交通安全施設整備事業が計画され、立会い調査を実施することとなった。



遺跡近景（北より）

調査結果

工事の掘削にあたり、立会ったが、掘削が平安時代の水田面まで達しておらず、遺構・遺物の存在は確認できなかった。一箇所深掘りした結果、地表下約60cmと80cmのところで平安時代以前の水田面を検出した。



基本土層模式図

2 上五明条里水田址 2

所在地 坂城町大字上五明10
事業主体 NTT移動通信網株式会社
事業名 坂城無線基地局鉄塔基礎工事
調査期間 平成6年7月26日～
平成6年7月28日
面積 220㎡
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

上五明条里水田址は、坂城町上五明に所在し、標高460m内外を測る千曲川によって形成された沖積地に位置する平安～近世にかけての条里遺跡である。

今回、NTT移動通信網株式会社が行う鉄塔基礎工事が計画され、立会い調査を実施することとなった。



遺跡近景（東より）

調査結果

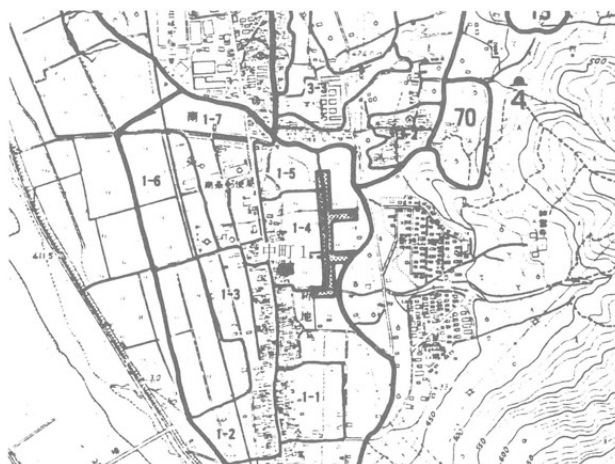
工事の掘削にあたり、深さ約2m掘削した段階で立会いを実施した。壁面の状況から掘削地の南側は、平安時代の水田面が確認されたが、他の部分には、氾濫砂層の堆積が厚く水田面が確認できなかった。



基本層序（東より）

3 中町遺跡 2 ・ 田町遺跡 1

所在地 坂城町大字南条801-1他
事業主体 坂城町農林課
事業名 農林業同和対策事業
調査期間 平成6年11月12・22日
平成7年2月24日
平成7年3月9日
面積 2200㎡
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

中町遺跡・田町遺跡は、坂城町南条に所在し、標高408m内外を測る。千曲川によって形成された後背湿地に位置し、平成5年度実施の中町遺跡1の立会い調査にて、水田址の存在が明らかにされた。

今回、坂城町農林課が行う農林業同和対策事業が計画され、立会い調査を実施することとなった。



遺跡近景（南より）

調査結果

工事の掘削後に、立会い断面を観察した。すべての掘削時に立会うことができず、平安時代の水田址が検出されたが、畦畔の方向等を把握することができなかった。



基本層序（西より）

4 上五明条里水田址 3

所在地 坂城町大字上五明
421-6他
事業主体 坂城町農林課
事業名 土地改良事業
調査期間 平成6年11月14日
面積 1330m²
担当者 助川朋広



位置図

遺跡の環境と経過

上五明条里水田址は、坂城町上五明に所在し、標高392m前後を測る千曲川の沖積地に位置する平安～近世にかけての条里遺跡である。

今回、坂城町農林課が行う土地改良事業が計画され、農道の舗装に伴い立会い調査を実施することとなった。



遺跡近景（西より）

調査結果

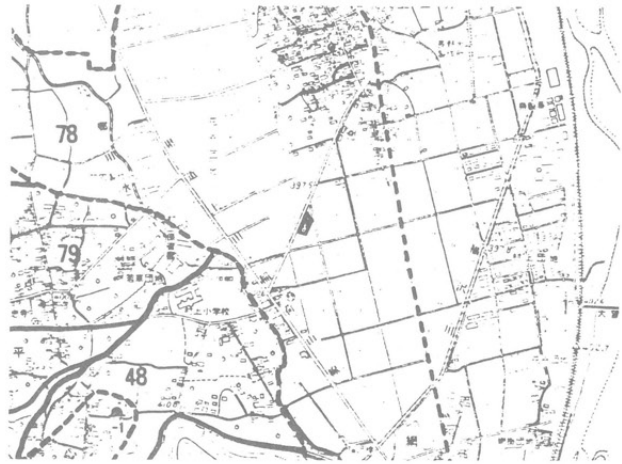
工事は、現道下の表土の入れ替えのため深さ約30cmの掘削のみであったため、掘削が平安時代の水田面まで達しておらず、遺構・遺物の存在は確認できなかった。



基本層序（南より）

5 上五明条里水田址 4

所在地 坂城町大字上五明
693-3
事業主体 更埴建設事務所
事業名 緊急地方道路整備事業
調査期間 平成7年3月6日
面積 70m²
担当者 助川朋広

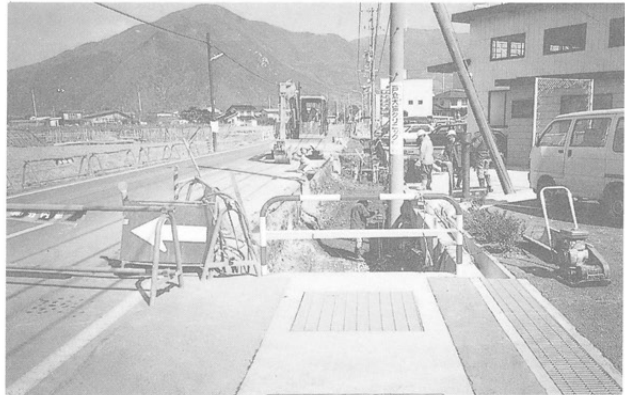


位置図

遺跡の環境と経過

上五明条里水田址は、坂城町上五明に所在し、標高392m前後を測る千曲川の沖積地に位置する平安～近世にかけての条里遺跡である。

今回、長野県更埴建設事務所が行う緊急地方道路整備事業が計画され、試掘調査を実施する事になった。今回の地点は、掘削面積が少ないということで、立会い調査を行った。



遺跡近景（南西より）

調査結果

工事の掘削後に立会い調査を実施したが、平安時代の水田面までは、攪乱されていたため、遺構が残っていなかった。一箇所深掘りし、下層に奈良時代と考えられる水田面を確認した。



基本層序（西より）

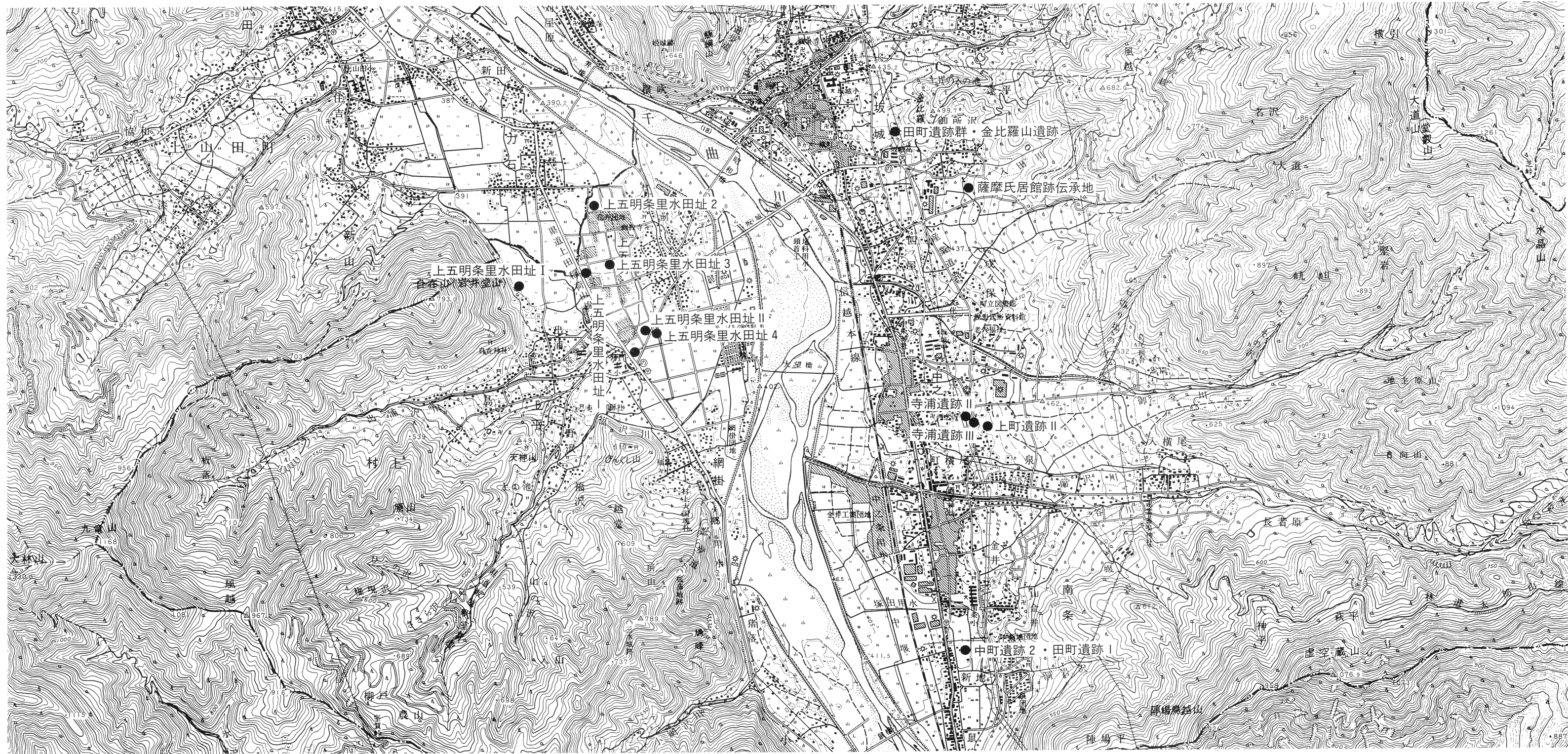
第Ⅲ章 総 括

今年度の試掘調査は7遺跡であり、調査対象面積30,582㎡中試掘面積2,285㎡を調査して遺跡の確認を行い、本調査を実施する事になった遺跡は4遺跡であった。また、立会い調査では6遺跡の立会い調査を実施した結果、すべての遺跡に遺構が存在していたが、調査の間間を見ながらの立会い調査であり、遺構の存在の有無のみの確認をしたに過ぎない。

立会い調査を実施するにあたり、沖積地の遺跡のあり方として遺構が地中深くに埋蔵されている場合、工事が遺構確認面まで達することなく行われることがある。恒久的構造物（道路等）については土木工事仕様書等に過掘りについての規制があり、地山以下過掘りしてはならないとされている。この場合、碎石等により埋め戻しを行う必要があり、施工業者は、深掘りによる調査を望まない。費用弁償等の措置等行わない限り、詳細は不明な状態と思われる。掘削幅が少なく遺構が深いため、開発による遺構の破壊はない場合、深掘りによる遺構の確認をせずに遺跡の保護措置とすることの善悪について今後の検討課題としたい。

平成5年度から国庫補助金を得て、埋蔵文化財の保護措置の一貫として試掘調査及び立会い調査の国庫補助事業を推進してきた。これにより、公営の事業については突発的な調査も可能になり、埋蔵文化財の保護措置が取り易くなったことが、最大のメリットといえる。

現在、各市町村で課題となっている、文化財保護法で規定されている周知の遺跡に対する開発の届出・通知（文化財保護法第57条）を徹底することの手段として、活用できるものと考えられる。この補助制度を最大限に活用し、埋蔵文化財の保護措置を行うことは、埋蔵文化財の状況を把握し、開発を行う原因者に理解と協力を得ていく手段として有効であり、埋蔵文化財の重要性を周知するためにも発掘調査費用の原因者負担を軽減する意味で効果がある。また、周知徹底後に起こる調査遺跡数に対応できる体制・組織づくりが早急になされなくてはならない。国及び県においても将来的な展望を明確にする時期にきていると思われる。



町内遺跡発掘調査位置図 (1 : 25,000)

長野県埴科郡坂城町

町内遺跡発掘調査報告書

1994年3月30日

編集・発行者 坂城町教育委員会

印刷所 ほおずき書籍株式会社

